

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年9月16日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時16分 散会

付託事件

議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第67号（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第6款、第7款及び第8款を除く）、令和4年陳情第6号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第6款、第7款及び第8款を除く）

(2) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君

総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

この際、御報告します。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第57号ほか4件、それに陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、順次、御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

なお、議案第67号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第57号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第57号について採決いたします。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、議案第58号について採決いたします。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第59号について採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 水戸市公園墓地条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

福島委員。

○福島委員 議案第60号について意見を付して、賛成をしたい。

議案第60号について、意見を申し上げます。

本件は、他の自治体に先駆けて合葬式墓地を設置するものであり、市民サービスの向上が図られることから、賛成の立場である。現在、全国的に核家族化が進行しており、合葬式墓地の需要は格段に増えることが予想される。供用開始以降、使用年数が経過するにつれ埋蔵数が増え、数年後にはスペースがなくなってしまふことが懸念される場所である。そこで、市民の誰もが安心して人生の最後に向けて行う事前準備、いわゆる終活ができるよう、当委員会として、次のとおり意見を付したい。

意見。

合葬式墓地の管理に当たっては、今後、需要のさらなる増加が見込まれることから、今後、市民アンケートを実施するなど、市民ニーズの把握に努め、将来にわたって埋蔵を希望する全ての方が使用できるよう、十分に留意されたい。また、必要に応じて埋蔵スペースの拡充を図るなど、柔軟な対応に努められたい。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、ただいま福島委員から、議案第60号について、意見を付したいと御発言がございましたが、この点について、他の委員さんはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、ただいまの御意見を付すこととし、これより採決をいたします。

議案第60号について、ただいまの意見を付して原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第60号は意見を付して原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第6款、第7款及び第8款を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第67号について採決いたします。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和4年陳情第6号 広報紙等配布委託に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読をさせます。なお、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。

また、本陳情は文章が長文のため、一部を省略し、趣旨となる部分のみ朗読させますので、御了承願います。

それでは、お願いします。

○事務局 朗読させていただきます。

令和4年8月29日。

水戸市議会議長 須田浩和様。

広報紙等配布委託に関する陳情。

陳情趣旨。

水戸市魅力発信課と水戸市住みよいまちづくり推進協議会との間では広報紙等配布についての契約が締結されており、各自治会には配布した世帯数に応じて委託料が支払われている。それは当然自治会長個人に払われるものではなく、自治会長は現金という形で受け取った後、自治会に入れ、会計報告すべきこととされている。

しかし、現実には必ずしもそうはなっていない。それは、水戸市内の複数の自治会で起こっているのである。

公金が適切に使われていないケースがあるのである。

この陳情書ではそのことについて、市と住みよいまちづくり推進協議会の在り方について改善を求めるものである。まとまった陳情の内容は後に述べさせていただくが、その前に私がこの陳情書を提出するに至った経緯を述べさせていただきたい。それを知っていただくことなくして本当の訴えはできないと思うからである。冗長と思われるかもしれないが、お許しを願う。

また、なるべく主観的な思い込みによることがないようにとの考えで、根拠となる情報を添付資料として

添えた。

この契約のどこに問題があるのか私なりに考えた結果を、6つの観点から分類してまとめた。

私は、行政学や法学を学んだことはなく、あくまで本やインターネット、無料の法律相談、時には総務省などに問い合わせをして得た知識に基づいて考えた結果であり、必ず正しいと言い切れるかは分からないし、そう思ったことについての責任は私にある。

そして、最後に市等に対処していただきたいことをまとめた。

以降11ページ下段まで省略します。

以上を踏まえ、下記事項を陳情いたします。

1、水戸市広報紙等の自治会への配布委託については、時代状況の変化を踏まえ、自治会の存在意義、市が自治会に何を求めるかを問い直すことから始め、経済性、住民への負担なども考慮に入れ、場合によっては自治会への委託そのものを取りやめることも含め、また、自治会を金銭的に支援することが必要だとするならば、委託料とは別な方法の模索も含めて、根本から再検討していただきたい。

法令にかなう形でというのは言うまでもないことである。

補助金、交付金などの形で支払う場合は当然その使われ方を把握するのだろうが（使途を決めない交付金という形を取っている自治体もあるようだが）、委託料という形を継続する場合でも、それが確実に自治会に届いたかの確認をしていただきたい。元は公金なのだから。

このあたりのことに関して、やはり新潟市の情報「自治会・町内会のよくあるQ&A」が参考になる。各自治会に対して決算書の提出を義務付けている。

2、過去をどこまで遡るかはともかく、既に支払われたはずの委託料が適切に自治会に届いているかを調査し、不適切な例があれば、刑事告発なども含めて対処していただきたい。

以上です。

○高倉委員長 それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 本件に関しては、地方自治法ばかりじゃなくて監査委員のほう、または司法に関わる問題点が指摘されているので、これは十分精査しなければならないから、継続審査で。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 詳細な資料も出ていますし、論点もたくさんあるので、継続審議ということに私も賛成したいと思うんですが、最初なので、基本的な市の見解は一応確認しておきたいと思うんです。

陳情書の11ページ下段、最後お読みになった陳情事項、つまり広報紙の自治会への配布委託の在り方ですね。広報紙の配布の仕方について検討を要するんじゃないかということだとか、それから2番目の支払われた委託料が適切に届いているかどうかという指摘があります。

これについて、市としてどういう委託契約をして、何かそういう問題があれば働きかけを住みよいまちづくり推進協議会や地区自治連や、その下に簡易自治会があるわけですけど、そういうものに何か働きかけしてきた経過があるのかないのか。その辺をちょっとまず聞きたいと思うんですが。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 これはね、議会に出された陳情書であって、執行部に出されたやつではないからね。ですから、我々議会が陳情文書を今後、どう取り扱うか、委員長から諮っておられるんだから、これをまだ内容の精査もしてないのに、執行部の意見を聞いたら我々の立場がなくなっちゃうでしょう。じゃ、これは取り下げてもらって、執行部に出してもらおうの。

〔「いや、そうじゃない」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 議会へ来ているんだもの、議会への文書に執行部が答えるということはおかしいだろうよ。なら最初から、自治会の問題や、金がどうのこうのというのは、執行部と裁判でもやってもらえばいい。我々の関知しないところです。

だけど、これはあくまでも広報紙配布委託に関する陳情であって、その内容が司法に関わる問題とか、監査委員のほうに関わる問題とか、いろいろ書いてあるから、これからどうするかというのは、我々の考えだよ。執行部の意見を聞くんなら、我々はやんないよ。

〔「いや、意見じゃなくて、ちょっと誤解が……」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 これはあくまでも議会に出されているものだよ。じゃ、執行部に出してもらえば……

○田中委員 いやいや誤解です。聞いているのは、執行部の意見じゃなくて、要するに市の事業に対する陳情なので、市が委託していることに対してね。なので、その事実がどうなのかをちょっと執行部に確認したいと。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 執行部が、自分がやっていることは法的に間違いだと、悪いことをやっていると言うわけじゃないでしょう。正しいからやっているんでしょう。行政事務だもの。

〔「いや、そうであればそう言ってもらうしかない」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だって、これは議会に出されているんだもの。執行部がいいか悪いか、この陳情に対して答弁しろというのは、委員会の問題じゃないでしょう。それは個人的に出すか、これ取り下げてもらって、執行部に出してもらおう。

だから、この委員会で執行部に答えろという話じゃないからね。あくまでもこれ議会に出ているんだから、議会がこの陳情に対して、どういうことであるかという、我々議員の審査権、それから検査権、地方自治法に決められた法的根拠の下に我々は審議しているんであって、この問題を我々が審議する前に、執行部がいいか悪いかって、自分らがやってるのは、悪いことをやってんだと言う人、いるわけあんめ。

○高倉委員長 それでは、ちょっと整理させていただきます。

それぞれ委員のほうからは継続でという話がありましたので、各委員のほうで内容について、もう一度十分に調査、あるいは精査していただくということで、本日のところは継続審査といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、このように決定をさせていただきます。

以上で、令和4年陳情第6号についての審査を終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時16分 散会